

ゴルフ場利用税

県税のしおり
令和8年度

ゴルフ場の利用に対して課される税金です。

● 納める人

ゴルフ場を利用した人が、施設の経営者を通じて納めます。



● 納める額

ゴルフ場の等級により、1人1日につき、次の額となります。

等級	特級	1級	2級	3級	4級	5級
納める額	1,200円	1,000円	800円	600円	400円	200円

※ 等級は、ゴルフ場が県に届出した利用料金などを基準として、ゴルフ場ごとに県が決定します。

● 非課税等

利用条件等により、税金が非課税又は1/2の軽減になります。

区分	対象	利用条件等	確認書類
非課税	年齢18歳未満の者、70歳以上の者の利用	なし	運転免許証、旅券、マイナンバーカード(個人番号カード)及びこれらと同等の証明力を有する本人確認のための書類
非課税	障害者の利用	※ 障害者とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者等で要件に該当する者、原子爆弾被爆者で医療特別手当証(被爆者健康手帳ではありません。)の交付を受けている者をいいます。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳等
非課税	学生等の利用	学校の教育活動として学長又は校長が証明する場合	学長等が証明した書類
1/2軽減	年齢65歳以上70歳未満の者の利用	利用料金が通常料金より5分の1以上軽減されている場合 ※ ゴルフ場から県に申請があった場合に限ります。	運転免許証、旅券、マイナンバーカード(個人番号カード)及びこれらと同等の証明力を有する本人確認のための書類
1/2軽減	早朝、薄暮、休業日の利用	利用料金が通常料金より2分の1以上軽減されている場合 ※ ゴルフ場から県に申請があった場合に限ります。	
1/2軽減	特定の競技会における利用	利用料金が通常料金より5分の1以上軽減されている場合 ※ 特定の競技会とは、(公財)日本ゴルフ協会が主催する競技会、(公財)広島県スポーツ協会が主催する競技会等をいいます。 なお、ゴルフ場から県に申請があった場合に限ります。	競技会の主催者等が発行する証明書

※ 利用料金を徴しない公益性の高い競技会における利用については、課税を免除する場合があります。

● 申告と納税

ゴルフ場の経営者が、利用者から料金と合わせて受け取り、毎月分を翌月15日までに申告し、納めます。

● 市町への交付

県に納められたゴルフ場利用税の10分の7は、そのゴルフ場所在の市町に交付されます。